

日本学生支援機構奨学金

「奨学金継続願」の

提出について

「適格認定奨学金継続願」の提出は、日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルを通じてインターネットから入力することになります。

下記の学生を対象に貸与額通知書を配付しますので、必ず受領し、提出期限内に手続きを行って下さい。期限内に「継続願」の提出がない場合には、平成29年4月からの奨学金の交付が廃止となります。

記

1 対象者

第一種奨学生及び第二種奨学生で、平成28年10月現在貸与中の者
ただし、以下の者は対象外となります。

- ① 平成29年3月満期予定者
- ② 休止または停止中の者
- ③ 辞退・退学の手続き中の者
- ④ 11月以降の採用決定者（翌年の適格認定から対象となります。）
- ⑤ 緊急採用者（「緊急採用奨学金継続願」提出者を含む。）
- ⑥ 「留学奨学金継続願」により継続貸与を承認された者

2 配付場所

各支援室 学生支援・教務担当

12月14日（水）から配布を開始します。

3 インターネットによる継続願提出期限

平成28年12月15日（木）～平成29年2月3日（金）（厳守）

4 備考

平成29年4月以降の貸与を辞退する場合には、インターネットにより継続希望がない旨を入力して、「異動願（届）」を提出してください。

平成28年12月 8日

学生部 学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）

<http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/scholarship.html> をご覧ください。